

## 独自に行う水質検査

### 水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年) 給水栓(蛇口)
1	色	異常がないこと	365
2	濁り	異常がないこと	365
3	臭気	異常がないこと	365
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

### 水質検査表(3) 水質基準

項目 No.	定期検査項目	基準値 mg/L	検査計画頻度(回/年)		備 考
			原 水	浄水場入口	
1	一般細菌	100個/1以下	1		
2	大腸菌	不検出	1		
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1		
8	六価クロム化合物	0.05以下	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1		
11	フッ素及びその化合物	0.8以下	1		
12	ホウ素及びその化合物	1以下	1		
13	四塩化炭素	0.002以下	1		
14	1, 4-ジオキシサン	0.05以下	1		
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1		
16	ジクロロメタン	0.02以下	1		
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	1		
18	トリクロロエチレン	0.03以下	1		
19	ベンゼン	0.01以下	1		
20	塩素酸	0.6以下	-		塩素酸、臭素酸を除き、水道水を消毒することによって、有機物と塩素が反応して生成するものです。
21	クロロ酢酸	0.02以下	-		
22	クロロホルム	0.06以下	-		
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	-		
24	ジブロモジクロロメタン	0.1以下	-		
25	臭素酸	0.01以下	-		
26	総トリハロメタン ※1	0.1以下	-		
27	トリクロロ酢酸	0.2以下	-		
28	ブロモジクロロメタン	0.03以下	-		
29	ブロモホルム	0.09以下	-		
30	ホルムアルデヒド	0.08以下	-		
31	亜鉛及びその化合物	1以下	1		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1		
33	鉄及びその化合物	0.3以下	1		
34	銅及びその化合物	1以下	1		
35	ナトリウム及びその化合物	200以下	1		
36	マンガン及びその化合物	0.05以下	1		
37	塩化物イオン	200以下	1		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1		
39	蒸発残留物	500以下	1		
40	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1		
41	ジオスミン ※2	0.00001以下	1		
42	2-メチルイソボルネオール ※3	0.00001以下	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02以下	1		
44	フェノール類	0.005以下	1		
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5以下	1		
46	pH値	5.8~8.6	1		
47	臭気	異常でない	1		
48	色度	5度以下	1		
49	濁度	2度以下	1		

- 備考 ① ※1の正式名は、(4S, 4aS, 8aS)-オクタヒドロ-4, 8aS-ジメチルナフタレン-4aS(2H)-オール  
 ② ※2の正式名は、1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ③ 「-」は、検査を行っていません。